

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【公開番号】特開2008-204072(P2008-204072A)

【公開日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2008-035

【出願番号】特願2007-38062(P2007-38062)

【国際特許分類】

G 06 F 12/00 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

H 04 N 7/173 (2006.01)

H 04 N 5/765 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/00 5 2 0 P

H 04 N 5/225 F

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

H 04 N 5/91 L

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月10日(2010.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子カメラから転送された撮影画像を記録する記録手段と、

ユーザに入力されたユーザ登録情報に基づいて、前記電子カメラと前記ユーザとを対応付けて登録するユーザ登録手段と、

前記ユーザによるアンリンク指示に応じて、前記ユーザ登録手段により登録されている前記電子カメラと前記ユーザとの対応付けを無効化する登録無効化手段と、

前記登録無効化手段により前記電子カメラと前記ユーザとの対応付けが無効化されているときには、前記電子カメラからの前記撮影画像の転送を無効化する転送無効化手段とを備えることを特徴とするサーバ装置。

【請求項2】

請求項1に記載のサーバ装置において、

前記登録無効化手段により前記電子カメラと前記ユーザとの対応付けが無効化されているときに、前記電子カメラからリセット情報が送信されると、前記電子カメラと前記ユーザとの対応付けを解除してユーザ登録を取り消す登録取り消し手段をさらに備えることを特徴とするサーバ装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載のサーバ装置において、

前記ユーザのリリンク指示に応じて、前記登録無効化手段により無効化された前記電子カメラと前記ユーザとの対応付けを回復させる回復手段をさらに備えることを特徴とするサーバ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 5

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

請求項 1 の発明によるサーバ装置は、電子カメラから転送された撮影画像を記録する記録手段と、ユーザに入力されたユーザ登録情報に基づいて、電子カメラとユーザとを対応付けて登録するユーザ登録手段と、ユーザによるアンリンク指示に応じて、ユーザ登録手段により登録されている電子カメラとユーザとの対応付けを無効化する登録無効化手段と、登録無効化手段により電子カメラとユーザとの対応付けが無効化されているときには、電子カメラからの撮影画像の転送を無効化する転送無効化手段とを備えるものである。

請求項 2 の発明は、請求項 1 に記載のサーバ装置において、登録無効化手段により電子カメラとユーザとの対応付けが無効化されているときに、電子カメラからリセット情報が送信されると、電子カメラとユーザとの対応付けを解除してユーザ登録を取り消す登録取り消し手段をさらに備えるものである。

請求項 3 の発明は、請求項 1 または 2 に記載のサーバ装置において、ユーザのリンク指示に応じて、登録無効化手段により無効化された電子カメラとユーザとの対応付けを回復させる回復手段をさらに備えるものである。